

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立瀬田小学校改築電気設備工事)

- 1 契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築電気設備工事

- 2 相手方 東京都世田谷区砧二丁目15番8号
米沢・吉野建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区砧二丁目15番8号
米沢電気工事株式会社東京支店
代表者 櫻井康博
構成員 東京都府中市宮町二丁目16番地の4第1本多ビル2F
吉野電設株式会社
代表者 砂崎裕史

- 3 契約金額 議決金額 489,940,000円
変更金額 554,125,000円

- 4 工期 令和8年2月27日

- 5 変更理由 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。

- 6 専決処分日 令和7年1月20日